

第42回(令和5年度)「全国中学生人権作文コンテスト福井県大会」実施要領

1 名 称
第42回(令和5年度)全国中学生人権作文コンテスト福井県大会

2 主 催
福井地方法務局
福井県人権擁護委員連合会

3 後 援
福井県教育委員会、福井新聞社、NHK福井放送局、
福井ユナイテッド株式会社



4 趣 旨
次代を担う中学生が人権問題について作文を書くことによって、人権尊重の重要性、必要性についての理解を深めるとともに豊かな人権感覚を身に付けること、及び入賞作品を国民に周知広報することによって、広く一般に人権尊重思想を根付かせることを目的とします。

5 応募規定

(1) 対 象

福井県内の中学校、義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部に在学する生徒並びに外国人学校に在学する者で中学生に準ずる生徒

(2) 応募数

一人1編とします。

(3) 作文の内容

日常の家庭生活、学校生活、グループ活動あるいは地域社会との関わりなどの中で得た体験等を通じて、基本的人権の重要性、必要性について考えたことなどを題材としてください。

〔作品例〕

- ・女性に関する問題をテーマとした作品
(男女差別、DV、セクハラに関するものを含む)
- ・子どもに関する問題をテーマとした作品
(いじめ、児童虐待問題等を含む)
- ・高齢者問題をテーマとした作品
- ・障害のある人に関する問題をテーマとした作品
- ・外国人の人権問題をテーマとした作品
- ・感染症に関する問題をテーマとした作品
(新型コロナウイルス感染症に関する問題等を含む)
- ・インターネットによる人権問題をテーマとした作品
- ・性的マイノリティに関する問題をテーマとした作品
- ・差別問題一般をテーマとした作品
- ・その他人権の尊重をテーマとした作品

(4) 応募原稿の枚数

ア 学校名、氏名、題名を除いて、400字詰原稿用紙5枚以内です。外国語で作文を作成した場合又は視覚に障害があり、点字若しくは録音テープで作文を作成した場合には、それぞれ400字詰原稿用紙5枚以内の翻訳文、墨字又は反訳文とします。

なお、5枚を超えた場合は、審査の対象とならないので、注意してください。

イ 原稿には題名、学校名、学年、氏名及びふりがなを明記してください。

(5) 作文の様式

提出する作文については、手書き、パソコン等で作成したものいずれも可とします。

(6) 募集期限

令和5年9月6日(水)まで

(7) 作文の送付先

学 校 所 在 地	送 付 先
福井市・大野市・勝山市・ あわら市・坂井市・永平寺町	〒910-8504 福井市春山1丁目1-54 福井地方法務局人権擁護課 TEL 0776-22-4210
鯖江市・越前市・池田町・ 南越前町・越前町	〒915-0883 越前市新町9-9-11 福井地方法務局武生支局 TEL 0778-22-0194
敦賀市・美浜町・若狭町	〒914-0065 敦賀市松栄町7-28 福井地方法務局敦賀支局 TEL 0770-25-0174
小浜市・高浜町・おおい町	〒917-0074 小浜市後瀬町7-10 福井地方法務局小浜支局 TEL 0770-52-0238

6 審 査 員

主催者及び後援者の指定した者とします。

7 入賞発表の時期(予定)

令和5年11月中旬

8 表 彰	・最優秀賞	福井地方法務局長賞 (1編)
		福井県人権擁護委員連合会長賞 (1編)
	・特別賞	福井県教育委員会賞 (1編)
		福井新聞社長賞 (1編)
		NHK福井放送局長賞 (1編)
		福井ユニテッド賞 (1編)
	・優秀賞	(5編)
	・入選	(15編)

代表作品を中央大会に推薦します。

(中央大会の表彰)

・内閣総理大臣賞	(1編)
・法務大臣賞	(1編)
・文部科学大臣賞	(1編)
・法務副大臣賞	(1編)
・法務大臣政務官賞	(1編)
・全国人権擁護委員連合会会長賞	(1編)
・一般社団法人日本新聞協会会長賞	(1編)
・日本放送協会会長賞	(1編)
・法務事務次官賞	(3編)
・法務省人権擁護局長賞	(25編程度)
・奨励賞	(若干編)

9 感 謝 状

以下の学校に感謝状を贈ります。

- (1) 多数の生徒から応募のあった学校
- (2) 感謝状を贈る相当の理由があると認められる学校

10 注 意 事 項

- (1) 応募作品は、返却しません。
- (2) 応募作品は、未発表のものに限ります。
- (3) 応募作品の著作権は、主催者に帰属するものとします。
- (4) 入賞作品は、応募者の学校名、学年及び氏名(下記(5)の場合を除く)、応募作品を報道機関、福井地方法務局ホームページ、作品集等において公表するとともに、県内各地で展示、作品集を学校等関係諸機関に配布するなど、人権啓発活動のために使用します。また、当該公表作品について、主催者以外の第三者による刊行物へ、学校名、学年及び氏名を含め、同一内容の掲載を許可することがあります。
なお、入賞作品の使用、編集、転載に当たっては、作品の趣旨を損なわない範囲で一部修正することがあります。
- (5) (4) について、不都合がある場合は、あらかじめ申し出てください。作品の公表に当たっては、応募者の意向に応じて、「氏名」又は「学年・氏名」を非公表とします。
- (6) 応募作品は、学校単位で取りまとめの上、送付してください。